

令和5年4月  
大 阪 府

大阪府障害者等の雇用促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）では、総合評価一般競争入札等の公契約において、事業主が障がい者等の雇用促進等に取り組んでいることを勘案する規定を定めています。

その規定に基づき、建設工事に係る総合評価落札方式ガイドラインにおいて、「府民福祉の推進に寄与する評価項目」を定め、障がい者の実雇用率について評価いたします。

## 1 評価内容

総合評価一般競争入札、条件付一般競争入札（実績申告型）及び公募型プロポーザル（以下「総合評価一般競争入札等」という。）に係る入札公告日（公募型プロポーザルの場合は公募要領の公告日。以下同じ。）の直前の6月1日現在（入札公告日が6月2日から7月14日までの場合は、前年の6月1日現在）において、事業主の障がい者の実雇用率が障がい者の法定雇用率〔※〕（以下「法定雇用率」という。）を超えている場合に加算または評価します。

なお、複数の法人等で構成される共同企業体で入札参加する場合は、すべての構成員が法定雇用率を超えている場合に加算または評価します。

〔※〕 障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

○厚生労働省ホームページ「事業主の方へ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html)

障害者雇用率制度の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/000859466.pdf>

## 2 事業主の提出書類

※上記の加算または評価を受けない場合、書類の提出は不要です。

### （1）障害者雇用状況報告書の提出義務のある事業主

障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づき、「障害者雇用状況報告書」を公共職業安定所長に提出する義務のある事業主（以下「国報告書の提出義務のある事業主」という。）は、様式第1号「総合評価一般競争入札及び条件付一般競争入札（実績申告型）に伴う「障がい者（障害者）雇用状況報告書」の提出について」とともに、次の①から④のうち該当する書類を提出してください。

なお、①から④のいずれも公共職業安定所の受付印のあるものとし、電子申請

を行った場合は、その到達を確認できる書類を併せて提出してください。

- ① 常用雇用労働者 **43.5** 人以上の民間事業主（法定雇用率 **2.3%**）
  - 「障害者雇用状況報告書（以下「国報告書」という。）（様式第6号）」の写し
- ② グループ適用の認定を受けた事業主（法第 **45** 条の認定を受けた事業主）
  - 「国報告書（様式第6号の2(2)）」の写し
- ③ 企業グループ算定特例を受けた事業主（法第 **45** 条の2の認定を受けた事業主）
  - 「国報告書（様式第6号の3(2)）」の写し
- ④ 事業協同組合等算定特例を受けた事業主（法第 **45** 条の3の認定を受けた事業協同組合等の事業主）
  - 「国報告書（様式第6号の4(2)）」の写し

(2) 障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業主

障害者雇用促進法第 **43** 条第 **7** 項の規定に基づく「障害者雇用状況報告書」を公共職業安定所長に提出する義務のない事業主（常用雇用労働者 **43.5** 人未満の事業主）（以下「国報告書の提出義務のない事業主」という。）

- 様式第1号「総合評価一般競争入札及び条件付一般競争入札（実績申告型）に伴う「障がい者（障害者）雇用状況報告書」の提出について」とともに、様式第2号「障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者 **43.5** 人未満の事業主用）」（以下「府報告書」という。）の写し（大阪府雇用推進室の受付印のあるもの）を提出してください。

注）公告日が令和5年7月15日以降の場合、様式第2-2号の写しを提出してください。

**3 国報告書の提出義務のない事業主が行う府報告書の提出に係る手続き等について**

国報告書の提出義務のない事業主で、総合評価一般競争入札等に参加を予定しており、入札公告等に定める評価項目のうち、「企業の信頼性・社会性」の「障がい者の実雇用率」で加算点又は評価点の対象とする場合の手続き等は次のとおりです。

なお、府報告書は、必ず、記入方法を確認のうえ記入してください。

(1) 府報告書に記載する障がい者実雇用数の基準日

入札公告日の直前の **6月1日** 現在とします。

ただし、入札公告日が **6月2日** から **7月14日** までの場合は、前年の **6月1日** 現在とします。

(2) 府報告書の提出先

商工労働部雇用推進室就業促進課（障がい者雇用促進グループ）（以下「就業促進課」という。）に提出することとし、提出にあたっては、事前に提出予定日を就業促進課に電話連絡の上、原則として、郵送により提出してください。

**【書類の提出・問い合わせ先】**

大阪府商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ  
〒**540-0031** 大阪府中央区北浜東 **3-14** エル・おおさか本館 **11** 階  
電話：**06-6360-9077・9078** F A X：**06-6360-9079**

### (3) 府報告書の受付

受付は、随時行っています。

また、提出された府報告書の内容を確認の上、受付印を押印し、その写しを原則、郵送により当該事業主に返送いたします。なお、手続き等には2週間程度を要する場合があります。

### (4) 府報告書の有効期間

府の受付印のある府報告書の写しは、直後の7月14日までに公告される総合評価一般競争入札等に使用することができますので入札に参加する場合は、その写しを複製のうえ使用してください。

### (5) その他の留意事項

#### ① 除外率制度について

除外率が適用される業種の場合、その率を常用雇用労働者数に乘じることで国報告書の提出義務のある常用雇用労働者数を下回ることがあります。その場合は、国報告書の提出義務のない事業主として府報告書を提出することとなります。

【参考】除外率制度の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/000581097.pdf>

例) 建設業の場合 除外率 **20%**

常用雇用労働者数 **46** 人の場合

**46** 人×**20%**＝**9** 人(端数切り捨て)

**46** 人－**9** 人＝**37** 人

で**37** 人となり、国報告書の提出義務のない事業主となります。

#### ② プライバシーに配慮した障がい者の把握・確認

国報告書、府報告書の作成にあたっては、障がい者である労働者の人数、障がい種別、障がい程度等を把握・確認する必要がありますが、これらの情報については、個人情報保護法をはじめとする法令等に十分留意しながら、適切に取り扱う必要があります。

利用目的(大阪府の総合評価一般競争入札等に用いること)の明示を行った上で、本人の同意を得てその利用目的のために必要な情報を取得してください。

具体的な対象者の把握・確認の方法については、下記URLの「ガイドラインの概要」及び「ガイドラインの本文」で確認し対応してください。

■ プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインの概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/000581104.pdf>

■ プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインの本文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000581119.pdf>